

令和元年6月市議会定例会

選挙管理委員会事務局

議案説明資料

目 次

【条例案件】

- 1 富山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・1頁

1 富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 一部改正の理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により投票所経費等の基準額が改定されたことに伴い、投票立会人等の報酬の額を改正するもの。

2 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正の内容

最近における物価の変動及び公務員給与の改定等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、実情に即するように見直され、これらの基準額が改定された。

選挙長・開票管理者	日額 10,600 円	日額 10,800 円
投票所の投票管理者	日額 12,600 円	日額 12,800 円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100 円	日額 11,300 円
投票所の投票立会人及び不在者投票における投票立会人のうち選挙管理委員会が任命したもの	日額 10,700 円を超えない範囲内において任命権者が定める額	日額 10,900 円を超えない範囲内において任命権者が定める額
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500 円を超えない範囲内において任命権者が定める額	日額 9,600 円を超えない範囲内において任命権者が定める額
開票立会人・選挙立会人	日額 8,800 円	日額 8,900 円

3 施行日

公布の日から施行する（同日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。）